

〈旧軽井沢の歴史と景観を守る会〉

G7長野県軽井沢外務大臣会合に向けた 「軽井沢からの宣言」

私たちの軽井沢において、2016年9月のG7交通大臣会合、2019年6月のG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合に続き、本年4月に、G7長野県軽井沢外務大臣会合が開催されることを心より歓迎します。

私たち、旧軽井沢の歴史と景観を守る会では、旧軽井沢および軽井沢の優れた自然環境、景観、歴史、文化を適切に維持、保全し、またそれらが継承されてゆくため、その歴史や文化に関する理解を深め、また景観育成住民協定などを支援する活動を、別荘民、地元住民や関係者、行政と密接に協力して行っている非営利の自発的な団体です。

G7長野県軽井沢外務大臣会合が開催される機会に、以下の内容の宣言を発表させて頂き、今回の会合の関係者やメディアの皆さんと共有したいと思います。

ご承知のように、軽井沢では、英国聖公会の宣教師であったアレキサンダー・クロフト・ショーが、1888年に、旧軽井沢の二手橋の南側にある大塚山(だいつかやま)に第一号の別荘を建てました。ショーは軽井沢の自然や気候に感動し、軽井沢の風土を、「屋根のない病院」(天然のサナトリウム)と形容しました。

1890年には、英国公使ヒュー・フレイザーが、二手橋付近に公使別荘を建てました。軽井沢はその頃以降、まず宣教師や外交官などの外国人の避暑地として名声を確立していきます。

軽井沢は、夏期でも冷涼な気候の中で、宣教師、外交官、日本のエリートたち、そして文学者が別荘文化を育み、また自由な議論をする、極めてユニークな社交の場となったと思います。

昭和に入ると、日本の金融恐慌や世界恐慌が起きてゆきますが、ウィリアム・メレル・ヴォーリスの設計の軽井沢のテニスコートクラブハウスが建てられ、1931年には、リンドバーグ夫妻が来日の際、軽井沢を訪問しています。1933年に、日本は国際連盟脱退、1936年には二・二六事件に至りますが、一方軽井沢では、同年、「軽井沢開発50周年記念行事」が、政財界、外交官らが参加し、盛大に行わ

れています。軽井沢は、外交官たちにとっても、情報収集活動のために重要な場所でもありました。

しかし日米開戦となる1941年には英米人が帰国、軽井沢にはドイツ、イタリア、フランス、スイス、オーストラリア、スウェーデンなど多くの国の公館が疎開しました。1945年、ポツダム宣言受諾の電報が、軽井沢のスイス公使館、スウェーデン公使館を通じ手配されたと理解されています。翌1946年には、日本国憲法が公布されました。

1949年、万平ホテルで米国国務長官ダレスと蔵相池田隼人が会談、1951年にはサンフランシスコ平和条約締結となりますが、同年、軽井沢町のみにも適用される「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」が公布されます。1964年のオリンピック東京大会では、総合馬術競技を軽井沢で開催されました。

戦後の軽井沢での別荘開発が進む中で、1993年に、上信越自動車道が開通し、碓井軽井沢ICが開設され、1997年には北陸新幹線が開業し、新幹線軽井沢駅が開設され、都心部からのアクセスが飛躍的に向上しました。

現在、人口が2万人の軽井沢に、別荘が1万6千戸以上あり、また一年に観光客が800万人以上も訪れています。1万6千戸以上の別荘数は、戦前の約10倍以上の水準にもなります。軽井沢での別荘地開発はすでに限界的な水準に達しつつあるのでしょうか。そこにさらにマンションや新しい別荘の開発がおよべば、自然環境と景観の破壊の度合いが、より著しいものになってしまうのではないかと心配されています。

軽井沢町では、1972年に「軽井沢町の自然保護対策要綱」を制定し、土地の分割、建蔽率・容積率、建物の形状、高さ、色、などについて規制を設け、無秩序な開発や景観破壊を防止しようとし、軽井沢ルールとして位置付けています。

また2005年には、軽井沢町と長野県知事は、「軽井沢まちなみメソッド宣言」を出し、「軽井沢の美しく豊かな自然・景観は、将来の世代に引き継がれなければならない社会的共通資本であり、それを適切に保全・育成する責務を果たしていく」と宣言しています。さらに2007年には、「軽井沢町まちづくり基本条例」を制定し、「軽井沢ランドデザイン」を議論してきています。

しかし、軽井沢の「原風景」が突然、皆伐で破壊され、マンション建設等が行われる事例は後を絶ちません。。

2022年に施行された「軽井沢町環境基本条例」の前文では次のように記載されています。

「雄大な浅間山のふところにいだかれ、深い緑と涼しい風、美しい水の流れ、多様な生物に恵まれた私たちのまち、それが軽井沢町です。この豊かな自然を貴重な財産として、私たち住民は節度を保った健全な生活を守り、その一方で外国人を含めた優れた先人達に導かれて、それぞれの時代に先駆ける文化を創造し、歴史を積み重ねてきました。

取り巻く自然、そこで過ごす住民、組織化された社会の三つの要素が揃って成立するのが「風土」とすれば、私たちはこの類まれな風土を世界に冠たるものとして未来に引き継ぐ責務があります。自然界の成り立ちを支える生態系は、わずかな油断でバランスを崩すため、それを守るうえでは細心の心配りが必要です。人々の生活は利便性や豊かさを追求しつつも環境への負荷を少なくするため、抑制の効いたライフスタイルが求められます。さらに社会経済活動は、地球環境の持続可能性と常に向き合わなければなりません。

この風土を守ることが国土全体の環境対策につながり、ひいては気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、このまちに関係する全ての人々が持続可能な社会の構築に向けて協働し、環境の保全及び創造を推進することにより軽井沢町の未来に貢献するため、この条例を制定します」と。

私たち「旧軽井沢の歴史と景観を守る会」では、上記の趣旨を達成するためにも、私たちは、今何が起きているか、現実を観察し分析しながら、どうすべきかを具体的に考え、別荘民、定住者、行政などが一体となり、実効性のある施策が行われるようにしてゆくことが極めて重要と考えています。

このことは、日本や世界の、気候変動に関わるネットゼロ目標や、SDGsの諸目標の達成のためにも、軽井沢での地道な、具体的かつ効果的な取り組みのための努力が極めて重要であることを伝えるメッセージを送りたいと考えます。

長野県軽井沢外務大臣会合の参加閣僚や関係者に皆様におかれては、そうした軽井沢での取り組みに是非注目をしてほしいと考えます。

旧軽井沢の歴史と景観を守る会
会長 谷村秀彦（筑波大学名誉教授、軽井沢在住）